資料２

平成 26 年 2 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

再商品化業務実施上の遵守事項

今年度の再商品化業務の実施に当たり、下記に示す事項を遵守してください。

１．現地検査について

現地検査は従来通り、原則事前連絡なしで実施する。現地検査に際しては下記事項を協会が確認のため求めることから、普段から管理体制を整備し現場責任者等が不在の場合でも対応できるようにすること。

（１） 生産管理月報、生産管理日報、現場記録簿類

※ 生産管理月報は、前日までのデータを入力した月報を出力できること

※ 現場で記録する生産管理日報は必ず保管し、月報と照合できること

（２） マニフェスト等

※ 月報と照合し易いような形式でファイルしておくこと

（３）再商品化製品の適正利用について

・『利用事業者への提示資料』（登録説明会資料 3-7～9）の活用状況と先方（利用事業者）の理解状況、および利用事業者（新規等）の現地確認実施状況等を確認する。

・また、取引を継続している利用事業者への訪問の有無／訪問記録の確認を行う。

（４） 材料リサイクル手法の再商品化製品の試料採取

協会が訪問した際に優先判定及び総合的評価で定める項目評価のため試料を採取する。

（５）安全管理に関する記録の提示を求める場合があるので協力いただきたい。

（６） 再生処理能力確認のため、現場にて再生処理量、収率、残さ発生量等の実測を行う場合があるので協力いただきたい。

※（1）（2）（3）は現場責任者が不在でも確認するので、提示は必須として対応のこと。

２．再商品化製品の適正利用先の確保

（１）引取同意書を受ける際に再商品化事業者が実施すべき事項

『再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について』の資料（利用事業者への提示資料として纏めたもの：事業者登録説明会資料３．参照）を当該利用事業者に提示・説明し、その内容の理解を得た上で引取同意書を受領すること。

『利用事業者への提示資料』の提示等は、新規に限らず全ての利用事業者が対象となる。

なお、利用事業者による不適正利用があった場合、再商品化事業者に求められる「適正利用の確保」に関する合理的注意が‘適切’であったか、‘注意不足’であったかの評価は、上記『利用事業者への提示資料』の提示等の有無にも関係し、措置規程の判断に反映されるので、

確実に実施すること。

また、協会による利用事業者への立入調査実施時には利用事業者への提示資料の提示を受けているかどうか、および利用事業者の基本要件である稼働記録等の実施状況を確認する。

（２）販売開始後に再商品化事業者が実施すべき適正利用の確認

再商品化事業者として利用事業者との連絡を密にして合理的注意を払い、適正利用の確保に努めることが求められる。

そのため、定期的（最低１回/年）に利用事業者を訪問のうえ、利用状況の把握、適正利用の遵守状況等を確認し、訪問記録を作成・保存すること。また、引取同意書の内容に対し実態との齟齬があれば速やかに報告し、協会の指示にしたがうこと。

３．再商品化製品のロット管理および、製品包装（フレコンバッグ等）への識別表示

材料リサイクルの再商品化製品は、ロットごとの管理を行うと共に再商品化製品の包装に「再商品化製品であること、製造年月日、再生処理事業者名、工場名、製造ロット」等を表示すること（『プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン』参照）。なお、外部へ販売するすべての再商品化製品(PS,PET 等含む)に上記、識別表示の添付が必要である。

・再商品化製品のロット管理は製造と販売が結び付く管理であること、および利用事業者に対しては、利用後のフレコン等への識別表示（識別票、タグ等）を外した上で、転用・処理するよう依頼すること。

・自社利用と外部販売がある場合、外部へ販売する製品には必ず識別表示が必要。

４．残さについて

（１）残さの保管

再生処理に伴い発生する残さは、できるだけ速やかに処分すること。残さの保管量は、ベール月間引取量の 50%の数量を超えないように管理すること。但し、年間契約量が 5000 トンを越える事業者の場合は、残さ保管量が 200 トンを超えないことが望ましい。

なお、残さをベール形状として工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベールと明確に区別できる措置を実施すること。

・残さ処理を自社で行う場合は、管理簿等により排出、受け入れを記録し、それぞれの責任者が確認を行うこと。

・残さを有価物として販売する場合は国内で利用する販売先のみに限り、輸出は認めない。

（２）残さ処理方法

材料リサイクル手法にて発生する残さのうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するにあたっては、直接埋め立ておよび単純焼却を行わず資源として有効利用される方法にて処理すること。また、ケミカルリサイクルについても廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するにあたっては、直接埋め立て以外で処理すること（『プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン』参照）。

なお、特段の事情がある場合は、事前に協会に相談した上で、協会の指示に基づき適切に処理すること。

５．再商品化製品の品質と品質管理

工程管理においては、協会が求める品質基準より高い品質基準で管理されたい

（１） 一般に品質の「高さ」には次の順序がある。

① 客先の要求品質（利用事業者の要求、協会が決めている品質基準値）

② 各再商品化事業者の社内品質規格値

③ 工程管理値

「高さ」は③＞②＞①

（③ほど、高度な値。塩素や水分基準では低い値。主成分では高い値）

（再商品化）製品の品質は、ベール品質、設備、工程、作業方法、作業者等によってばらつく。よって、製品として常に「合格品質」とするためには、バラツキ範囲も考慮した品質管理が必須となる。今一度、全社の品質管理について見直していただきたい。

（２） 品質管理体制の拡充

従来からお願いしているように、再商品化事業は廃棄物処理業ではなく製造業であるべきと考えている。よって、品質管理や再商品化製品の品質保証体制を整えることが重要であり、各社の実情に沿った取り組み内容を確認・再検討すること。

６．再商品化製品を自社、特定再商品化製品利用事業者で利用する場合の注意事項

（１）自社利用製品について

自社利用製品は原則成形品であることが必要である。形状がペレットの場合はこれが再商品化製品となる（例：ペレットを製造した後、自社でコンパウンドした場合はコンパウンド後のペレットが再商品化製品）。よって、コンパウンドの販売先より引取同意書を求めなければならない。但し、ペレット等と混合する樹脂以外の配合材料（木粉、フライアッシュ、その他無機フィラー等）の添加量が 20wt％以上の場合は、製造したコンパウンドを再商品化製品利用製品とする。この場合は、自社から自社への引取同意書を発行する。

（２）自社利用における再商品化製品の販売について

再商品化製品を自社で利用する場合、再商品化製品については再商品化製品利用工程に投入した時点で販売したと見なされることから、再商品化製品利用工程での再商品化製品の在庫は認めない。

（注：実績報告の“再商品化製品販売量”の記載についても十分に注意すること。）

（３） 自社における再商品化製品利用製品の販売について

再商品化製品を自社で利用する場合、再商品化製品利用製品については、製造後３ケ月以内に販売すること。

（４） 特定再商品化製品利用事業者の製品がペレットの場合

再商品化製品がフレーク・フラフまたは減容品であって、特定再商品化製品利用事業者の再商品化製品利用製品がペレットである場合は、これの販売先と販売量を生産管理書類に記載して報告すること（「プラスチック製容器包装再生処理　ガイドライン」参照）。また、この場合ペレットの輸出は認めない。

７．ベールの品質調査

『プラスチック製容器包装ベールの品質調査』（資料１４）に従ってベール調査を実施し、『再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル』（資料１２）にしたがって結果を報告すること。

８．市町村による再商品化事業者に対する現地確認

市町村が実施する現地確認においては、『市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の対応』（資料１５）に従って行うこと。

９．再商品化事業に係るデータの公表について

再商品化事業の下記実績情報を協会ホームページに公開する。

（１） 再商品化製品の用途（個別事業者毎）

（２） 再商品化製品利用事業者名（公表を承諾した利用事業者を個別事業者毎）

（３） 再商品化製品の品質（材料リサイクル事業者、個別事業者毎）

（４） 残さの処理方法　　（統計データ）

※　上記（１）及び（２）は、４月１日現在のデータを公表し、追加・修正は行わないので注意すること。